

令和 8 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 手稲区手稲前田607番ほか用地確定測量

令和 8 年 6 月 単価適用

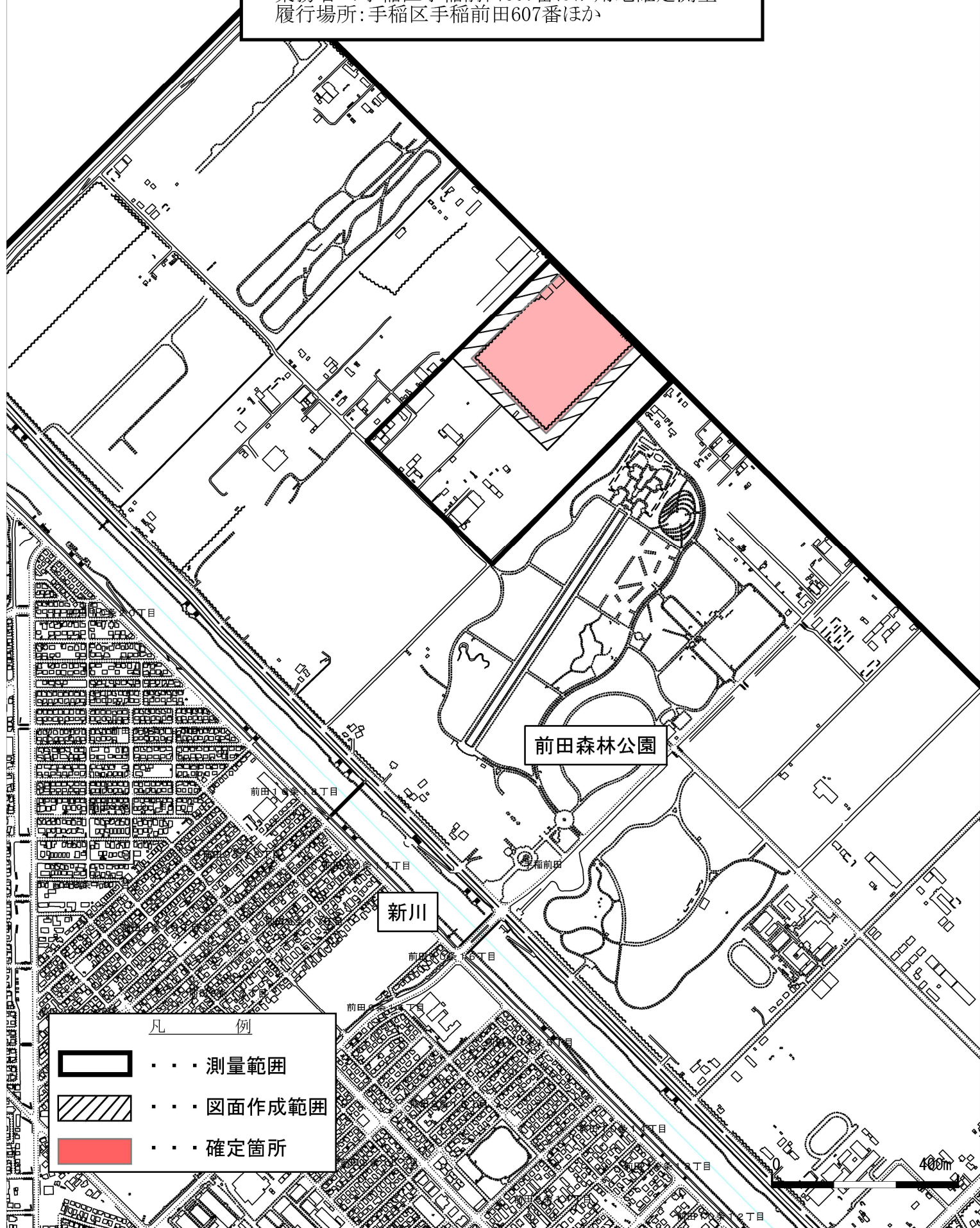
下水道河川局 事業推進部 施設管理課 用地管理係

位置図

縮尺 1:10000



業務名 : 手稲区手稲前田607番ほか用地確定測量
履行場所: 手稲区手稲前田607番ほか



()	業務名	手稲区手稲前田607番ほか用地確定測量
-----	-----	---------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

- | | |
|----------|---|
| 1. 概要 | 調査範囲 21.75ha 延長 1.03km
1. 3級基準点測量（電子基準点）4点、4級基準点測量 23点
2. 資料調査 21.75ha
3. 境界測量 11.7ha
4. 境界確認、土地境界確認書作成、用地境界仮杭設置 1.04ha
5. 用地平面図作成 0.41ha
6. 用地実測図原図作成 9.43ha
【個人情報取扱事務】 |
| 2. 場所 | 手稲区手稲前田607番ほか |
| 3. 期間 | 契約書に示す着手の日から令和 9年 1月28日までとする。 |
| 4. 図面 | 2枚 |
| 5. 仕様書 | 札幌市公共測量仕様書（令和8年4月改定版）、札幌市公共測量作業要領（令和8年4月改訂版） |
| 6. 特記仕様書 | 別添のとおり。 |

特記仕様書

- 1 業務目的について
本業務は、下水道事業の実施に向けて用地確定測量を行うものである。
- 2 積算基準について
本業務の積算基準は、下記の札幌市財政局管財部契約管理課ホームページにて公開されているものを用いて積算している。
https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/1_system.html
- 3 提出書類の様式について
仕様書等に定められた以外の提出書類の様式については、下記の札幌市財政局契約管理課ホームページの入札情報サービス（共通ファイルダウンロード）による。
<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>
- 4 業務着手日
本業務は、契約締結日を業務着手日とする。
- 5 業務期間
業務期間には、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間の全土曜日を含む）を見込んでいる。また、業務の工程計画を行う場合は、休日等を考慮した「業務日程表」を作成すること。なお、やむを得ず休日等に作業を行う必要がある場合は、事前に担当職員と協議を行い、その協議簿を提出すること。
- 6 諸法令の遵守について
 - (1) 受託者は、本業務に適用となる法令等を特定し、その一覧を業務計画書（札幌市公共測量仕様書様式5）に記載すること。
 - (2) 業務を実施するにあたって、作業上必要となる届出又は許可等の申請は遅滞なく行うこととし、また、その届出書又は許可書等の写しを業務計画書に添付すること。なお、許可等を取得するにあたり時間を要する場合には、その予定等を業務計画書に記載して提出すること。
 - (3) その他、企業運営上で法令により義務付けされているものは、業務計画書に社内実施計画や届出・許可等の（写し）概要等を記載すること。（従業員への安全教育等）
- 7 別途委託する画地調整業務との連携について
本業務における画地調整業務は、別途土地家屋調査士に委託する。各作業内容等については、土地家屋調査士と十分な協議・調整を行い、連携を図ること。
- 8 過年度成果について
札幌市建設局土木部測量課の閲覧コーナー等を利用し、収集すること。施設の利用にあっては利用日時を事前に担当職員と協議すること。
- 9 広大地の中抜き面積について
 - (1) 境界点間測量、境界確認、土地境界確認書作成、用地境界仮杭設置について、下記の土地のうち実作業が及ばない内側部分の面積を控除している。
（札幌市手稲区手稲前田607番ほか2筆・5.57ha 控除）
 - (2) 境界測量について、下記の土地のうち実作業が及ばない内側部分の面積を控除している。
（札幌市手稲区手稲前田607番ほか6筆・10.05ha 控除）
- 10 基準点測量について
3級基準点測量は、スタティック法又は短縮スタティック法によるGNSS観測で行う前提で設計している。なお、これによりがたい場合は、担当職員と協議を行うこと。

特記仕様書

11 交通誘導警備員について

現地状況やその他関係機関との協議により、一般交通の安全確保及び交通管理が必要な場合は、必要に応じて交通誘導警備員を配置すること。

12 段階確認について

段階確認の実施については、仕様書に指定された項目のほか、担当職員と協議し実施すること。

13 個人情報の取扱いについて

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項（下水道河川局用）【当初から個人情報取扱事務を委託する役務契約】」を守らなければならない。
- (2) 受託者は、当該業務の期間が複数月にわたる場合は、毎月、及び、業務完了時に、標準様式3「個人情報取扱状況報告書（下水道河川局用）」を提出すること。

【標準様式 3】

個人情報取扱状況報告書（下水道河川局用）

（役務番号）役務名称	（ 号）
------------	-----------

令和 年 月 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

（住 所）

（申請者）（商号又は名称）

（代表者 職・氏名）

下記のとおり、個人情報の取扱いに関する特記事項（下水道河川局用）第3条第6項・第7項、第14条第3項の規定に基づき報告します。【該当事項：☑】

記

1 特記事項第3条第6項、第14条第3項に基づく報告（※変更後の体制は下表のとおり）

区 分		役 職 等	氏 名	個人情報の取扱いに関する研修等の実施状況	秘 密 の 保 持 に 関 する 誓 約
☐管理責任者の変更	変更前			☐受講済み ☐受講予定	☐誓約しています。
	変更後			☐受講済み ☐受講予定	☐誓約しています。
☐個人情報取扱者の変更	変更前			☐受講済み ☐受講予定	☐誓約しています。
	変更後			☐受講済み ☐受講予定	☐誓約しています。
☐連絡責任者の変更	変更前			※個人情報漏えい等の事故発生時の委託者への連絡責任者	
	変更後				

2 特記事項第3条第6項に基づく報告（※変更後の場所は下記のとおり）

区 分	変更後の作業場所（住所等）	変更理由
☐個人情報を取り扱う場所の変更	☐社屋内事務室 ☐現場（屋外）	
	☐業務履行場所（ ）	
	☐その他（ ）	
☐個人情報を保管する場所の変更	☐社屋内事務室	
	☐その他（ ）	

3 特記事項第3条第7項に基づく報告

区 分	項目	変更後の内容
☐受託者の都合による変更 ☐委託者からの改善指示による是正 ☐その他	☐基本方針の策定等 ☐組織的安全管理措置 ☐人的安全管理措置 ☐物理的安全管理措置 ☐技術的安全管理措置 ☐その他	